

水戸市告示第101号

化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定により、動物の飼養又は収容の許可を要する区域について次のとおり指定する。

令和2年4月1日

水戸市長 高橋 靖

赤塚1丁目、赤塚2丁目、曙町、朝日町、愛宕町、石川1丁目、石川2丁目、石川3丁目、石川4丁目、石川町、泉町1丁目、泉町2丁目、泉町3丁目、大町1丁目、大町2丁目、大町3丁目、金町1丁目、金町2丁目、金町3丁目、上水戸1丁目、上水戸2丁目、上水戸3丁目、上水戸4丁目、瓦谷、河和田1丁目、河和田2丁目、河和田3丁目、北見町、けやき台1丁目、けやき台2丁目、けやき台3丁目、五軒町1丁目、五軒町2丁目、五軒町3丁目、紺屋町、栄町1丁目、栄町2丁目、柵町1丁目、柵町2丁目、柵町3丁目、桜川1丁目、桜川2丁目、三の丸1丁目、三の丸2丁目、三の丸3丁目、白梅1丁目、白梅2丁目、白梅3丁目、白梅4丁目、新荘1丁目、新荘2丁目、新荘3丁目、新原1丁目、新原2丁目、自由が丘、城東1丁目、城東2丁目、城東3丁目、城東4丁目、城東5丁目、城南1丁目、城南2丁目、城南3丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、千波町、大工町1丁目、大工町2丁目、大工町3丁目、中央1丁目、中央2丁目、天王町、常磐町、常磐町1丁目、常磐町2丁目、西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、袴塚1丁目、袴塚2丁目、袴塚3丁目、八幡町、浜田2丁目、浜田町、梅香1丁目、梅香2丁目、東赤塚、東桜川、東台1丁目、東台2丁目、東原1丁目、東原2丁目、東原3丁目、姫子1丁目、姫子2丁目、備前町、藤柄町、双葉台1丁目、双葉台2丁目、双葉台3丁目、双葉台4丁目、双葉台5丁目、文京1丁目、堀町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、松が丘1丁目、松が丘2丁目、松本町、見川1丁目、見川2丁目、見川3丁目、見川5丁目、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、南町1丁目、南町2丁目、南町3丁目、宮町1丁目、宮町2丁目、宮町3丁目、宮内町、見和1丁目、見和2丁目、見和3丁目、元台町、元山町1丁目、元山町2丁目、元吉田町、柳町1丁目、柳町2丁目、吉田、若宮1丁目、若宮2丁目